

東京大学医学部附属病院教職員表彰規程

(平成16年4月1日制定)

改正 平成19年 3月26日

改正 平成25年 7月25日

改正 平成31年 3月22日

(目的)

第1条 この規程は、東京大学医学部附属病院教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第37条の規定に基づき、教職員の表彰に関する事項について定めることを目的とする。

(名誉・善行による表彰)

第2条 就業規則第37条第1号に定める表彰は、当該行為があった場合、病院長の推薦により、当該教職員に対し行うものとする。

2 前項の表彰については、当該行為に応じその都度決定するものとする。

(総長が必要と認める場合の表彰)

第3条 就業規則第37条第2号に定める表彰は、前2条に該当しない場合であって国立大学法人東京大学総長（以下「総長」が必要という。）が必要と認めるときに行うことができる。

(表彰)

第4条 表彰は、総長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状にあわせて記念品を贈呈することができる。

(表彰の日)

第5条 表彰は、総長がその都度定める日に行うものとする。

(雑則)

第6条 この規程で定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行日以前に、東京大学の表彰に関する内規（昭和38年2月19日制定）により受けた表彰は、この規程第2条に規定する者に対して行われた表彰とみなす。

3 この規程の施行日以前から教職員及び東京大学以外の国立大学、その他官公庁等の職員として引き続き在職期間についても、この規程第7条に定める勤続期間の計算により算入する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。